

変更届提出書類一覧表【(介護予防)認知症対応型通所介護】

■ 変更届共通提出書類 ※共通書類はいかなる変更事項においても必ず提出してください。

- ① 変更届出書(別紙様式第二号(四))
- ② 付表第二号(四) 認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所の指定等に係る記載事項(単独型・併設型)
- ③ 付表第二号(五) 認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所の指定に係る記載事項(共用型)

■ 変更事由別添付書類一覧 (上記共通書類と合わせて提出してください。)

変更があった事項	添付書類	様式	備考
事業所(施設)の名称	① 運営規程(新・旧)		変更箇所を明示
	② 業務管理体制に係る届出書(変更)	第2号様式	法人が所有する介護事業所が全て甲府市所在の場合、提出必要
事業所(施設)の所在地	① 運営規程(新・旧)		変更箇所を明示
	② 平面図	標準様式3	
	③ 位置図		
申請者の名称	① 法人登記事項証明書		
	② 運営規程(新・旧)		変更箇所を明示
	③ 業務管理体制に係る届出書(変更)	第2号様式	法人が所有する介護事業所が全て甲府市所在の場合、提出必要
主たる事務所の所在地	① 法人登記事項証明書		
	② 運営規程(新・旧)		変更箇所を明示
	③ 業務管理体制に係る届出書(変更)	第2号様式	法人が所有する介護事業所が全て甲府市所在の場合、提出必要
法人等の種類	① 法人登記事項証明書		
	② 運営規程(新・旧)		変更箇所を明示
	③ 業務管理体制に係る届出書(変更)	第2号様式	法人が所有する介護事業所が全て甲府市所在の場合、提出必要
代表者(開設者)の氏名、生年月日、住所及び職名	① 法人登記事項証明書		
	② 誓約書	標準様式6	
	③ 業務管理体制に係る届出書(変更)	第2号様式	法人が所有する介護事業所が全て甲府市所在の場合、提出必要
登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)	① 法人登記事項証明書		
共生型サービスの該当の有無	—	—	—
事業所(施設)の建物の構造、専用区画等	① 居室等面積一覧	参考様式4	平面図に面積が記載されていれば省略可
	② 平面図	標準様式3	変更箇所を明示
事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	① 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	標準様式1	変更月のもの(ただし、月の途中で変更があった場合は、変更月とその翌月のもの)
	② 誓約書	標準様式6	
	③ 管理者経歴書	標準様式2	
	④ 認知症介護実践者研修及び認知症対応型サービス事業管理者研修修了書の写し		
	⑤ 管理者の兼務に係る申出書	参考様式1	同一敷地ではない他事業所の管理者又は従業員と兼務する場合、提出必要
運営規程	① 運営規程(新・旧)		変更箇所を明示
	② 【営業日、営業時間に変更がある場合】 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	標準様式1	変更月のもの(ただし、月の途中で変更があった場合は、変更月とその翌月のもの)
	③ 【宿泊サービスの実施内容に変更のある場合】 宿泊サービス実施に関する変更届出書	第6号様式(別表)	
協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関	—	—	—

変更があった事項	添付書類	様式	備考
事業所の種別等	—	—	—
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制	—	—	—
本体施設、本体施設との移動経路等	—	—	—
併設施設の状況等	—	—	—
連携する訪問看護を行う事業所の名称	—	—	—
連携する訪問看護を行う事業所の所在地	—	—	—
介護支援専門員の氏名及び登録番号	—	—	—

備考1 貴事業所が指定居宅サービス・指定地域密着型サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合、又は、複数の事業所の変更届を法人で同時に提出する場合で、変更に必要な書類が重複する場合は、重複する書類のみ1部の提出でも可とします。

備考2 当該変更事項に対する添付書類で、法人登記事項証明書や契約書等の内容に変更がないものは、提出不要です。

※1 「社会福祉主事任用資格」「社会福祉士」「精神保健福祉士」のいずれかの資格を有する場合は、提出不要です。また、複数の法人を経由して実務経験期間を証明する場合は、各法人からの証明書の交付を受け、提出して下さい。また、業務内容については、具体的な業務の内容を記入してください。例)入所者の生活相談業務、通所介護事業所での介護業務 等。

山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例(第5条第2項)

生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められるものでなければならない。

1 「社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者」の資格要件

- ☐ 社会福祉主事任用資格
- ☐ 社会福祉士
- ☐ 精神保健福祉士

2 「同等以上の能力を有すると認められる者」の要件

(1) 介護保険施設・事業所(福祉用具販売、貸与事業所は除く)において、計画の作成業務、又は相談援助業務の実務経験が通算1年以上

(2) (1)に該当しないが、介護福祉士資格又は介護支援専門員資格を有する者、若しくは実務者研修修了者のうち、介護保険施設・事業所(福祉用具販売・貸与事業所は除く)において、入所者・利用者の直接処遇に係る業務の実務経験が通算3年以上